

Ⅲ. 安定調達比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における安定調達比率の変動に関する事項

規制値を上回る水準で推移しており、大きな変動はありません。

2. 流動性比率告示第101条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨

該当ありません。

3. 安定調達比率の水準の評価に関する事項

当行の安定調達比率は、規制値の最低要件100%を上回る水準となっており問題ありません。